

栃木県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく栃木県職員措置請求について、同条第4項の規定により、監査した結果を次のとおり公表する。

平成23年11月17日

栃木県監査委員 黒本 敏夫  
同 田崎 昌芳

栃木県職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

栃木県宇都宮市今泉4丁目14番5号 西 房美  
栃木県矢板市乙畑1630-22 宮澤 昭夫

2 措置請求書の提出日

平成23年9月5日

3 請求の内容

請求人提出の栃木県職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張事実（要旨）

栃木県知事は、「栃木県政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）に基づき、平成22年度に栃木県議会の会派「栃木県議会自由民主党議員会」（以下「本件会派」という。）に98,535,361円を交付した。

この政務調査費は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項及び第15項に規定される「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」ものとして、政務調査費条例に基づき交付されたものである。

ところが、本件会派の広報費については、以下の理由により、法第100条第14項及び第15項に規定する「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」とはみなされないものであり、また、政務調査費条例第8条で定める使途基準に反した違法な支出である。

① 会報等関係について

ア 支払年度について

甲事務所の会報印刷代83,370円の支払日が、平成21年12月1日付けであり、平成22年度の政務調査費の支払いには該当しない。政務調査費として支払った金額66,696円（印刷代の80%分）は違法な支出である。

イ 主に「県政報告」関係について

議員個人が発行した会報等について、支出した領収書の裏付けとなる印刷物がないため、会報等の内容において、議員個人の記事と会派の記事との区別が不明である。

また、会報等印刷代請求額に対する政務調査費充当額の按分率算出根拠が不明である。したがって、その費用5,742,236円は、目的外支出である。

ウ 下野新聞掲載の広告について

(ア) 平成23年1月30日の下野新聞に掲載した「栃木県議会自民党議員会報」は、政治活

動の新聞広告である。新聞社の請求も「広告料」となっている。

したがって、その費用、2,486,076円は、目的外支出である。

- (イ) 平成23年2月20日の下野新聞に掲載した「私たちは日本の『食と農、生活と雇用を守る』を最優先します。」は、TPPに反対するという政治活動の新聞広告であり、会派としての調査研究に資するものではない。

また、会派名が「栃木県議会自由民主党議員会」であるのに、「とちぎ自民党」、「自民党議員会」としているのは、会派としての調査研究に資するものではない。

したがって、その費用、1,003,275円は目的外支出である。

- ② ホームページの制作費及び更新料について

ホームページの内容は、個人のPRであり、会派としての調査研究に資するものではない。

したがって、その費用、226,057円は目的外支出である。

- (2) 措置請求の内容

監査委員は、知事に対して、平成22年度に本件会派に支出した政務調査費の広報費9,524,340円について、違法な支出であるので、これによる損害を補てんする必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

- 4 監査委員の除斥

本件措置請求については、法第199条の2の規定により、五月女裕久彦委員及び小林幹夫委員は監査手続きに加わらなかった。

- 5 請求の要件審査

本件措置請求について、法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成23年9月9日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第2 監査の実施

- 1 監査対象事項及び監査対象機関等

監査対象事項を平成22年度の本件会派に対する政務調査費の広報費の支出とし、それらの事務を所管する議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

また、法第199条第8項の規定による関係人を本件会派とした。

なお、「栃木県議会自由民主党議員会」は、平成23年5月1日付けで「とちぎ自民党議員会」に名称を変更している。

- 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成23年9月29日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

これに対して、請求人は、平成23年9月6日付けの「政務調査費の告発」という題名のホームページの写しを提出の上、本件措置請求書に沿った陳述を行った。

- 3 監査対象機関等の説明・意見

- (1) 監査対象機関（議会事務局）

議会事務局の関係職員（以下「関係職員」という。）に対し、上記第2の1の監査対象事項に係る証拠書類に基づき、監査を行った。

- ① 平成23年9月12日から、議長が保管している収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類の写し」という。）の確認を行った。確認した事項のうち不明な点について、平成23年9月15日に文書照会し、議会事務局からは、平成23年9月22日に回答があった。それ以降も、断続的に証拠書類の写しの確認や関係職員に対して確認を行った。

- ② 平成23年10月4日に監査を行った際に、関係職員が説明した内容は、概ね次のとおりである。

ア 「栃木県政務調査費マニュアル」及び「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」の性格について

法第100条第14項は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるとし、その交付の対象、額及び交付の方法は条例で定めなければならないとしている。これを受け本県においては、政務調査費条例及び「栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程」（以下「政務調査費施行規程」という。）を制定した。

そして、本県議会においては、政務調査費制度の透明性の向上を図るため、制度発足以来、議会活性化検討会等の場で検討を重ねてきた。

その結果、平成19年度に「栃木県政務調査費マニュアル」（以下「政務調査費マニュアル」という。）が策定され、平成20年度からその運用が開始された。

政務調査費マニュアルは、政務調査費条例及び政務調査費施行規程に定めている政務調査費の使途等について、その適否を判断する際の拠り所となるものであり、具体的に例示したものである。また、この政務調査費マニュアル作成に当たっては、全会派で構成する検討班で協議・検討を重ねまとめたものであり、「全会派共通の申合せ事項」とも言える。

その後も様々な協議検討が重ねられ、会派が事務処理を行う際の参考とするため、判例を踏まえた事務処理指針として、平成22年3月11日政務調査費経理責任者連絡会議申合せで「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」（以下「マニュアルの運用について」という。）を取りまとめ、平成22年4月1日から運用している。

こうした一連の取組によって、政務調査費の透明性の向上が一層図られたと考えている。

#### イ 政務調査費制度における広報費の位置付けについて

政務調査費の使途基準については、政務調査費施行規程第4条「別表」において定められており、会派が行う調査活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費、具体的には広報誌・報告書等印刷費などの経費は、「広報費」として明示されている。

この「広報費」は、議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のために有益な費用であり、これは、法第100条第14項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当するものである。

請求人の「本国会派が広報費として支出した9,524,340円（＝全額）は違法な支出で、政務調査費の趣旨である議員の調査研究に資する経費と認めることができない」旨の主張については、既に次のとおり判示されており、その概要は以下のとおりである。

平成16年4月14日東京高裁判決において「地方自治法100条12項（現14項）にいう『議員の調査研究に資するため必要な経費』とは、その文言上、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、上記政務調査費交付制度の制定の趣旨に鑑みると、議会の活性化を図るため議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のために有益な費用も含まれるというべきである。そして、県議会において、県民の意思を適正に反映させることは必要不可欠であり、県民の意思を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であるところ、議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができる。したがって、本件規程4条にいう広報費は、調査研究に直接用いられる費用ではないとしても、上記の意味において、調査研究のために有益な費用といえることができる。（略）以上によれば、政務調査費を上記広報費に使用することが、政務調査費交付制度の制定の趣旨に反するものであるとはいえず（略）」と判示されている。

#### ウ 収支報告書に添付される書類について

会派が収支報告書に添付して議長に提出すべき書類は、政務調査費条例第9条及び政務調査費施行規程第6条において、証拠書類の写しを基本に、議員による立証としての支払証明書の写しと定めており、会報等を各会派が議長に提出する規定はない。

栃木県議会各会派が申合せの上、政策的判断として自主的に作成した政務調査費マニュアルにおいても、会派が収支報告書に添付して議長に提出する証拠書類等は、領収書（写）、支払証明書（写）及び調査研究活動報告書（主なもの）と定めており、会報等

については、会派が議長に提出する規定はない。

したがって、会報等は議長において保有されない文書である。

なお、会報等は各会派の経理責任者が確認することとなっている。

(2) 関係人調査（本件会派）

関係人調査として、法第199条第8項の規定に基づき、本件会派に対し文書照会及び実地調査を行った。

① 平成23年9月26日、本件措置請求書に記載された本件会派に対し、文書照会を行ったところ、本件会派からは、平成23年10月11日に回答を得た。

調査の内容は、本件措置請求書に記載された広報費に関して、会報等やホームページの確認手続き、按分の考え方、本件会派の見解等についての照会であった。

② 平成23年10月13日、本件会派に対して、関係資料を確認するため、実地調査を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務調査費制度

① 根拠法

法第100条第14項においては、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第15項においては、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している（政務調査費制度が施行となった平成13年4月においては、法第100条第13項、第14項において規定されていた。）。

② 根拠条例等

法第100条第14項及び同条第15項の規定を受け、本県では、「栃木県政務調査費の交付に関する条例」及び「栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程」を、平成13年3月に制定し、同年4月から施行した。

本県の政務調査費制度の主な内容は次のとおりである。

ア 交付対象（政務調査費条例第2条）

政務調査費は、栃木県議会における会派（所属議員が1人であるものを含む。）に対し交付する。

イ 交付額（政務調査費条例第3条）

月額は、30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

ウ 会派の届出（政務調査費条例第4条）

政務調査費の交付を受けようとする会派は、会派結成届を議長に提出しなければならない。

エ 知事への通知（政務調査費条例第5条）

議長は、会派結成届の提出があった会派について、毎年4月1日現在における事項を知事に通知しなければならない。

オ 交付決定（政務調査費条例第6条）

知事は、通知があったときは、速やかに、政務調査費の交付の決定又はその変更の決定をし、会派の代表者に通知しなければならない。

カ 交付の方法等（政務調査費条例第7条）

会派の代表は、交付決定等の通知があったときは、毎四半期の最初の月の20日までに当該四半期に属する月分の政務調査費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは速やかに政務調査費を交付する。

キ 政務調査費の使途基準等（政務調査費条例第8条、政務調査費施行規程第4条）

(ア) 政務調査費の使途

会派は、政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならない。

(1) 使途基準

政務調査費条例第8条の議長が別に定める基準は、別表のとおりである。(別表略)

ク 収支報告書の提出等(政務調査費条例第9条)

会派の代表は、政務調査費についての収入及び支出の報告書(収支報告書)に証拠書類の写しを添えて、その年度の末日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の提出があったときは、その写しを知事に送付しなければならない。

ケ 収支報告書の修正等(政務調査費条例第9条の2)

会派の代表者は、収支報告書及び証拠書類の写しに訂正があるときは、収支報告書等修正届を議長に提出して修正しなければならない。

議長は、収支報告書等修正届の提出があったときは、その写しを知事に送付しなければならない。

コ 政務調査費の返還(政務調査費条例第11条)

知事は、会派に交付した政務調査費の総額に残余があるときは、当該残余の額の返還を命ずることができる。

サ 収支報告書の保存、閲覧及び写しの交付(政務調査費条例第12条)

収支報告書及び証拠書類の写しは、議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

県内に住所を有する個人等は、議長に対し、保存されている収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧又は写しの交付を請求することができ、議長は、請求があったときは、栃木県議会情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除き、閲覧に供し、又はその写しを交付するものとする。

(2) 政務調査費マニュアル策定の経緯等

① 経緯等

本県議会は、政務調査費条例施行後、制度の透明性の向上等を図るため検討を重ね、平成19年度の議会活性化検討会において、議会における自主的な改革として、以下の見直し案を提示した。

- ・ 1円以上の全ての領収書を開示
- ・ 会派支給、支給額は現行どおり
- ・ 実施時期は、平成20年4月1日を目途に出来るだけ早く取り組む
- ・ 会派内、事務局にチェック体制を整備
- ・ 政務調査費マニュアル作成の作業部会を設置

これを受け、全ての会派から成る「栃木県政務調査費マニュアル検討班」を設置し、平成20年3月に「栃木県政務調査費マニュアル」を作成した。また、収支報告書に「支出に係る領収書その他証拠書類の写し」の添付を義務付ける条例改正を行い、いずれも平成20年4月1日から施行となった。

また、平成21年度に、県民や報道機関等から寄せられた種々の意見等を踏まえ、全会派の政務調査費経理責任者による連絡会議において、会派が事務処理を行う際の参考とするため、判例等を踏まえた事務処理指針として、平成22年3月に各会派の経理責任者で構成する「経理責任者連絡会議」において「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」を決定し、平成22年4月1日から運用している。

② 「栃木県政務調査費マニュアル」

ア 作成目的

政務調査費のより一層の適正執行を期するため、会派及び議員が政務調査費を支出するに当たっての参考(拠り所)とする。

イ 作成者

栃木県議会

ウ 作成年月日

平成20年3月

エ 広報費に関する事項

広報費の使途基準の考え方と領収書等の添付及び使途等の記載に関する事項は、次のとおりである。

項目	目的・内容	使途例示	使途基準の考え方
広報費	会派の議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費（広報誌等印刷費、送料等）	広報紙等の印刷代 送料 ホームページ作成費	領収書の写しを添付 後援会と共同で作成の場合は、経費を按分して政務調査費を充当する

オ 収支報告書に添えて提出する証拠書類等に関する事項について

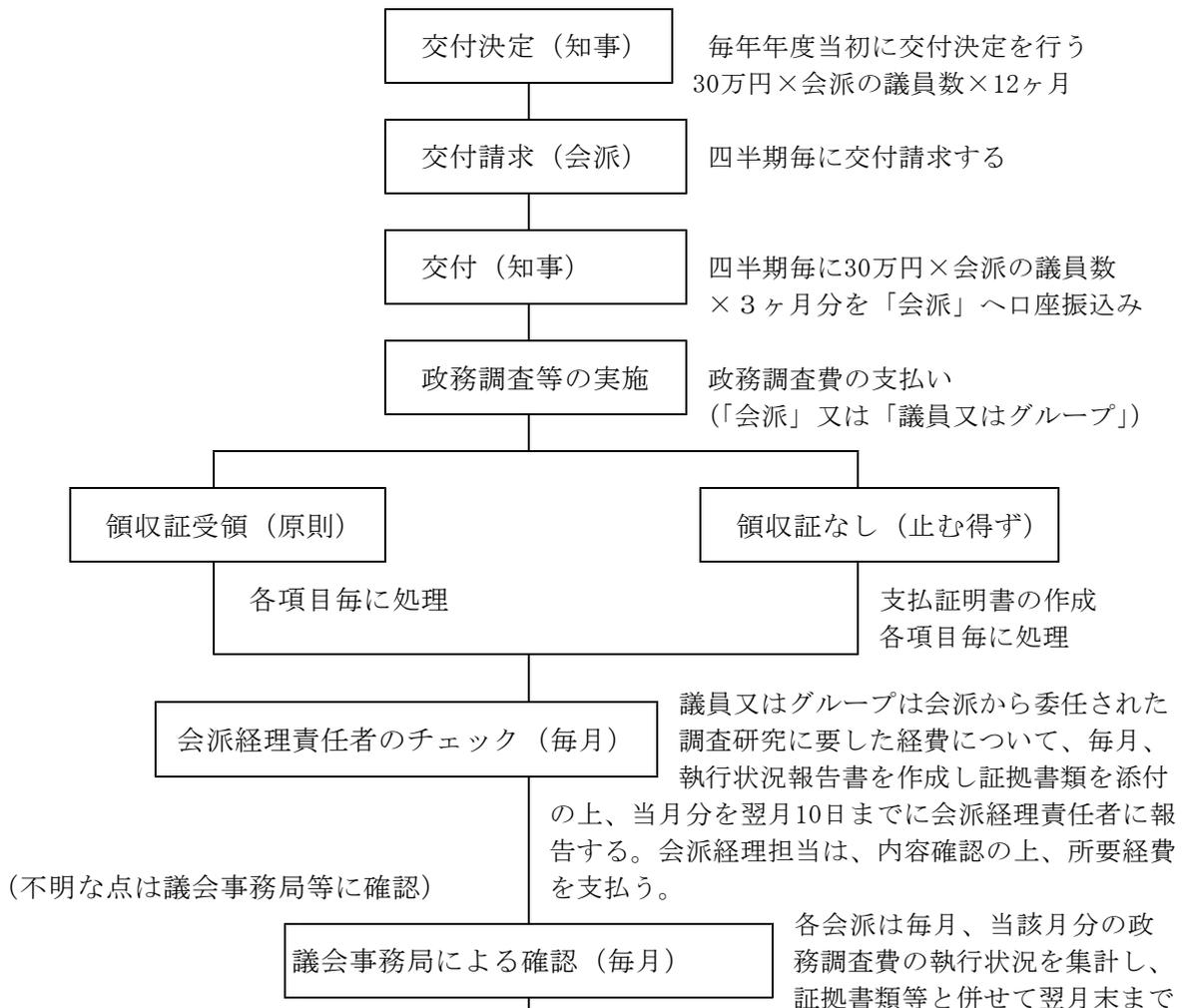
証拠書類等は、次のとおりである。

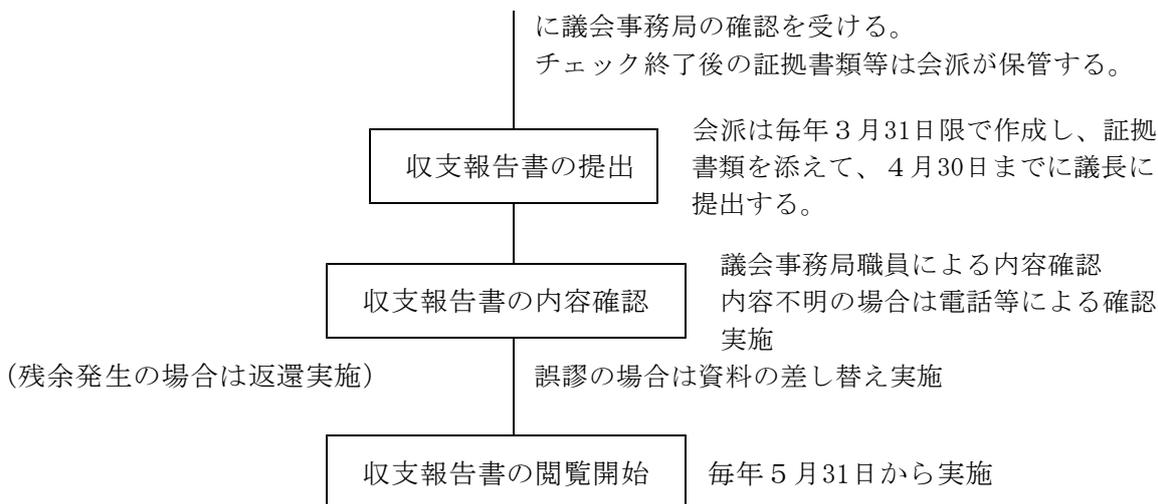
- (ア) 領収書（添付様式に添付したもの）（写し）
- (イ) 支払証明書（写し）
- (ウ) 調査研究活動報告書（主なもの）

なお、収支報告書に添えて提出する証拠書類の写しを添付する様式は、政務調査費施行規程第6条で定める「別記様式第6号（第6条関係）証拠書類の添付様式（以下「証拠書類の添付様式」という。）」である。

カ 政務調査費手続きの流れ

政務調査費の手続きについては、次のとおりである。





③ 「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」

ア 作成目的

会派が事務処理を行う際の参考とするため、判例等を踏まえた事務処理指針とする。

イ 作成者

政務調査費経理責任者連絡会議（申合せ事項）

ウ 作成年月日

平成22年3月11日（平成22年4月1日から運用）

エ 広報費に関する事項

政務調査費として認められうる事例としては、以下のとおりである。

- (ア) ホームページの維持管理費（県民からの意見、要望等を収集、把握するための意見等の送付先、連絡先、e-mailアドレス等が明示されていて、いつでもそれらを受信できるようになっている）。
- (イ) 議員としての調査研究活動等の内容について、住民に報告することを前提に作成された報告書（県民からの意見等を収集、把握する手段、方法等が明示されていて、いつでも県民の意見を受信できるようになっている）及びこれらに類するもの。  
（以下略）

(3) 政務調査費の支出状況

平成22年度本件会派に係る政務調査費の支出状況については、以下のとおりである。

① 支出科目

平成22年度 一般会計  
 款 議会費  
 項 議会費  
 目 事務局費  
 事業 事務局運営費  
 節 負担金、補助及び交付金  
 細節 交付金

② 支出金額及び交付年月日

支 出 状 況 一 覧

（単位：円）

会 派 名	収 入 額	支 出 額	残 余
栃木県議会自由民主党議員会	103,200,000	98,535,361	4,664,639

交付年月日一覧

(単位：円)

会派名	交付年月日	金額
栃木県議会自由民主党議員会	平成22年4月15日	27,900,000
	平成22年7月20日	24,900,000
	平成22年10月14日	25,200,000
	平成23年1月18日	25,200,000
	平成23年5月26日	△ 4,664,639
	確定額	98,535,361

支出項目別一覧

(単位：円)

会派名	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	合計
栃木県議会自由民主党議員会	31,453,977	1,246,696	3,748,594	1,095,781	3,071,811	9,524,340	6,550,501	41,843,661	98,535,361

(4) 本国会派における支出チェック

本国会派の経理責任者は、議員又はグループの活動が、執行状況報告書及び証拠書類の内容等から、会派としての調査研究活動に該当するか否か、政務調査費の充当割合や充当金額について適正か否かを審査した上で支出している。

このうち、広報費については、上記証拠書類に加え、個々の議員から提出される会報等についても、その記載内容や按分方法を審査した上で支出している。

なお、提出された会報等については、会派に整理保管を義務付けた政務調査費施行規程第8条で規定する証拠書類等に含まれていないことから、本国会派の経理責任者が確認した後、個々の議員に返還されている。

(5) 議会事務局におけるチェック

議会事務局は、例月の具体的な確認作業として、各会派の経理責任者が確認した執行状況報告書及び証拠書類等の内容について、その書類の記載方法、政務調査費の充当金額や充当割合、数字の転記・集計結果をチェックするとともに、政務調査費条例や政務調査費施行規程、政務調査費マニュアル等に照らして明らかな誤りがないか外形的な点検・確認を行っている。

内容の確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ行っているが、必要に応じて支出された経費が議員の調査研究活動に係るものとなるのか、会派の経理責任者を通して確認している。

(6) 収支報告書及び証拠書類等の提出

会派から年度終了時に議長に提出された収支報告書及び証拠書類等については、議会事務局でその内容の確認を行い、会派は、誤りがあれば資料の差し替えを行うとともに残余額があれば返還手続きを行う。

(7) 広報費に係る証拠書類等の提出

会派が、収支報告書に添付して議長に提出すべき書類は、政務調査費条例第9条及び政務調査費施行規程第6条において、証拠書類の写しを基本に、議員による立証としての支払証明書等の写しと定めている。

政務調査費マニュアルにおいても、議長に提出すべき書類は、領収書(写)、支払証明書(写)及び調査研究活動報告書(主なもの)と定めている。

以上のとおり、会報等を収支報告書に添付して議長に提出することを会派に義務付ける規定がないことから、本国会派は議員個人の会報等を添付していない。

なお、会派から証拠書類等と併せて任意で会報等が、議長に提出された場合には、会派の

意向が尊重されている。

また、政務調査費条例第9条第3項で規定する議長から知事に送付される資料は、収支報告書（写）のみで、証拠書類等の添付も義務付けられていない。

## 2 判断

### (1) 監査対象事項

会派の政務調査費の使途基準に反する違法又は不当な支出があると認められる場合は、知事は政務調査費条例第11条に基づき返還請求を行うべきものである。

政務調査費の使途基準に反する案件について、会派が政務調査費を支出すべきでないことは当然であり、政務調査費マニュアルにおいて「使途基準に従っていないと判断される支出についても「残余」とみなされる」と明確に記載されている。

本件措置請求の監査に当たっては、知事が会派に対し交付した政務調査費の支出内容に違法又は不当なものがないかを確認するものである。

### (2) 監査の視点

① 政務調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と規定し、同条第15項において、政務調査費の交付を受けた会派又は交付対象議員は、収入及び支出の報告書を、政務調査費の予算執行権を有する知事ではなく、議会の代表である議長に提出するように定めている。

また、本県の政務調査費の交付に関する事務については、政務調査費条例が制定され、その条例第13条において「この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、政務調査費施行規程が制定されている。

上記のとおり、政務調査費施行規程は議長が定めていること、政務調査費の使途基準についても政務調査費条例第8条及び政務調査費施行規程第4条に基づき議長が定めていること、また、収支報告書や領収書等の関係書類等の提出を求める権限や、それらを調査する権限についても、それぞれ政務調査費条例第9条及び第10条において、知事ではなく議長に与えられていることを勘案すれば、使途基準の解釈やその適用の可否について、知事が積極的に関与することは制限されている。

以上のとおり、政務調査費制度については、地方自治法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、知事が地方自治法や地方財政法に基づいて一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

② 平成21年12月17日最高裁判決においても、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」と示され、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされており、議会における会派の自主性、自律性を尊重することが求められている。

③ また、平成19年2月9日札幌高裁判決では、「会派の活動は、(中略)その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(中略)極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」とされていることから、多岐にわたる調査研究活動を政務調査活動として認めるか否か、調査研究のために有益な費用か否かについては、会派に広範な裁量の権限が付与されており、会派自らの責任においてその適合性について判断されるものと思料する。

- ④ 以上のことから、本件措置請求に係る個々の事案が政務調査費の使途基準に該当するかどうかの判断に当たっては、会派の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に政務調査費の使途基準に該当するか否かを確認することとする。
- ⑤ その確認に当たっては、政務調査費条例及び政務調査費施行規程に定める政務調査費の使途基準について、その適否を具体的に判断する際の拠り所とすることを目的に議会が自主的に策定した政務調査費マニュアルを、基本的な基準として位置付けるものとする。
- その理由として、この「栃木県政務調査費マニュアル」については、その作成において、全会派で構成する検討班で協議・検討を重ね、使途基準の一層の具体化を図るために、「全会派共通の申合せ事項」として決定したものであり、政務調査費条例及び政務調査費施行規程と一体となって一定の規範性を有するものと判断した。
- ⑥ したがって、政務調査費施行規程や政務調査費マニュアルで定める政務調査費の使途基準に明らかに逸脱したものについては、政務調査費の返還を求めることとする。また、一般的、外形的に政務調査費の使途基準に適合していることを、議長や会派が整理保管している証拠書類等で確認できない案件について、本件会派からの合理的な説明を得られない場合も、返還を求めることとする。

監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務調査費の違法又は不当な支出として指摘された個別的事項について判断する。

### (3) 経過等

監査においては、本件会派に係る広報費の支出について、議長が保管する収支報告書及び「証拠書類の添付様式」等により確認した。

さらに、議会事務局への監査や、本件会派への関係人調査を実施し、請求人が指摘した案件の確認を行ったことは、前記第2の3において述べたとおりである。

また、議長において閲覧に供している広報費に係る証拠書類等の状況を調査した結果、請求人が指摘した新聞広告の案件を除き、証拠書類等に会報等の添付はないことを確認した。

以下、請求人が政務調査費の違法な支出としている主張に沿って判断を述べる。

#### ① 広報費

政務調査費マニュアルでは、会派の議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費として認められ、広報紙等の印刷代、ホームページ作成費等が例示されている。

平成23年1月19日宇都宮地裁判決においても、広報費については、「市議会において、市民の意思を適正に反映させることは必要不可欠であり、市民の意思を収集、把握することは議員の調査研究活動の一つとして重要であるところ、議員活動及び市政に関する政策等を市民に周知させることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができる。」として、「広報費は、調査研究活動に直接用いられる費用ではないとしても、上記の意味において、調査研究の前提としてそのために有益な活動を行う場合の必要経費といえることができる」とし、広報費は、「同項の定める『議員の調査研究に資するため必要な経費』に該当するというべきである。」とされている。

また、会報等については、前記第3の1(7)において確認したとおり、政務調査費条例、政務調査費施行規程及び政務調査費マニュアル上、会派から議長及び議長から知事への提出義務を定めた規定はない。

このことについては、平成22年4月12日最高裁判決においても「本件規則が会派の経理責任者に会計帳簿の調製、領収書等の証拠書類の整理及びこれらの書類の保管を義務付けているのは、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、各会派の代表者らが議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるようにその基礎資料を整えておくことを求めたものであり、議長等の会派外部の者による調査等の際にこれらの書類を提出させることを予定したものではないと解するの

が相当である。そうすると、これらの規定上、上記の会計帳簿や領収書等の証拠書類は、専ら各会派の内部にとどめて利用すべき文書であることが予定されているものというべきである。」と判示されている。

ア 会報等関係について

(ア) 支払年度について

請求人は、平成21年12月1日付けで支出した会報印刷代は、平成22年度の政務調査費の支払いには該当しない違法な支出であると主張する。

このため、本件会派からの文書回答、「証拠書類の添付様式」によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、本件会派から、本案件は錯誤により前年度の書類を添付したものであるとの回答を受けたことから、平成23年10月13日に実地調査を行い、平成22年12月1日付けの会報印刷代に該当する領収書及び会報の写しを現認した。なお、本件会派においては、この件についての修正届を提出することとしている。

(イ) 主に「県政報告」関係について

請求人は、議員個人が発行した会報等について支出した領収書の裏付けとなる印刷物がないため、会報の内容において、議員個人の記事と会派の記事との区別が不明であること、また、会報印刷代請求額に対する政務調査費充当額の按分率算出根拠が不明であるので目的外支出であると主張する。

このため、議会事務局及び本件会派からの文書回答、「証拠書類の添付様式」によって適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、事実認定において確認したとおり、会派から議長への会報等の提出義務がないこと、また、本件会派においては、政務調査費からの会報等に係る経費の支出に当たり、個々の議員から会派の経理責任者に対して提出される会報等の現物又は写しを確認し、会報等の記載内容や按分方法等を審査した上で支出していること、証拠書類等によりそれぞれ支出していることを確認した。

(ウ) 下野新聞掲載の広告について

請求人は、指摘した下野新聞の広告内容が政治活動の新聞広告であり、本件会派としての調査研究に資するものではないこと、また、新聞広告で会派名を正式名称ではない「とちぎ自民党」、「自民党議員会」としているため、会派としての調査研究に資するものではないことから目的外支出であると主張する。

このため、本件会派からの文書回答、「証拠書類の添付様式」によって適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、本件会派においては、「会派全体で行う広報活動の一つとして、新聞広告の方法により、会派が実施した政策や今後取り組むべき政策等を県民に対し広報し、あるいは県民から意見を聴取するなど調査研究のための広報活動を行った」ものであること、特に、平成23年2月20日のTPPに関する新聞広告において、正式な会派名でなかったことについては、「県民からの意見を聴取する際、職員が常駐し、寄せられた意見の内容等を踏まえ、より適切な対応を図ることができる連絡先」として記載したものであること、この会報においては、会派名と同一のものとして扱っていることを確認した。

また、請求人が指摘した新聞広告の写しや本件会派からの文書回答、「証拠書類の添付様式」によって、本件会派において会派名の記載を含め新聞広告の記載内容や按分方法等を審査した上で支出していること及び証拠書類等によりそれぞれの支出の事実を確認した。

確かに、請求人が主張するように正式な会派名ではないが、その理由は上記のとおりであり、また、第2の1において述べたとおり本件会派の現在の名称が平成23年5月1日付けで「とちぎ自民党議員会」に変更されていることをも考慮し、認められるものと判断した。

なお、平成23年1月19日の宇都宮地裁判決において「『自民党』は『自由民主党』

の略称として定着しており、社会通念上『自民党議員会』あてに発行された領収書に係る支出は本件会派の支出と認められる」との判決もある。

以上のとおり、会報等については、政務調査費条例、政務調査費施行規程、政務調査費マニュアルにおいて議長への提出すべき証拠書類等に当たらず、また、本件会派は会報等の記載内容や按分方法を審査した上で支出していること、証拠書類等によりそれぞれの支出の事実を確認したことから、いずれも政務調査費マニュアル等に反する違法又は不当な支出とは言えない。

#### イ ホームページの制作費及び更新料について

請求人は、ホームページの内容については、個人のPR活動（政治活動）であり、会派としての調査研究に資するものではないことから、目的外支出であると主張する。

しかしながら、平成22年11月5日東京高裁判決では、「B議員のウェブサイト（ホームページ）にはB議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許される」とされている。

このため、本件会派からの文書回答、「証拠書類の添付様式」によって適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、本件会派においては、ホームページの内容及び按分方法を含めて審査の上支出していること及び証拠書類等によりそれぞれの支出の事実を確認したこと、また、上記判決においても個人宣伝的な部分と政務調査費の部分が混在している場合において、その費用の一部を政務調査費から支出することを認めていることから、いずれも政務調査費マニュアル等に反する違法又は不当な支出とは言えない。

### 3 結論

以上の結果、違法な公金の支出であるという請求人の主張には、理由がないものと判断されることから、本件措置請求について、これを棄却する。